

千曲市男女共同参画計画について

[第3次計画の変更について]

- 第3次千曲市男女共同参画計画の期間を現行期間より1年延長し、平成27年度～令和2年度の6年間とする。
- 女性活躍推進法に定める「市町村推進計画」に位置づけ、該当する具体的施策に【女性活躍推進】と明記する。
- 配偶者暴力防止法に定める「市町村基本計画」に位置づけられているため、該当する具体的施策に【DV防止基本計画】と明記する。

[計画変更の理由]

- 「千曲市男女共同参画計画」については、男女共同参画社会基本法の第14条第3項に「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と規定されておることから、次期計画は、国の第5次男女共同参画基本計画及び第5次長野県男女共同参画計画を勘案し、策定作業を進めることとする。
- 次期「計画」の計画期間については、現行の「計画」との継続性を考慮すると、令和2～6年度となるが、令和2年度に策定される国・県の第5次男女共同参画（基本）計画（令和3～7年度）を勘案して策定するため、令和3～7年度とする。
- 現行「計画」の計画期間については、次期「計画」の計画期間が開始となる令和3年度当初（予定）までの間（1年間）は現行「計画」を延長する。

	平成(年度)				令和(年度)							
	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	
国：男女共同参画基本計画 (計画期間：平成28～令和2年度)												
県：長野県男女共同参画計画 (計画期間：平成28～令和2年度)												
市：千曲市男女共同参画計画 (計画期間：平成27～令和元年度)												

- 第3次千曲市男女共同参画計画策定後に施行された女性活躍推進法に定める「市町村推進計画」に位置づける。
- 配偶者暴力防止法に定める「市町村基本計画」に位置づけられているため、表示する。